

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項および第2項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成24年12月14日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 西大津ショッピングセンター 大津市皇子が丘3-84-1
- 2 提出された意見の概要 大津市からの意見
  - (1) 騒音ならびに防犯等、生活環境の保全ならびに児童の通学時の安全確保に関し、周辺住民（自治会）に対し十分な説明が必要である。
  - (2) 屋外広告物について、既設の看板内容を変更する場合および増設する際には、大津市都市計画部都市計画課と協議すること。駐車場を有料化する場合には、駐車場法に基づく届出について当課と協議すること。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1  
大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1
  - (2) 縦覧期間 平成24年12月14日から平成25年1月15日まで